

令和 6 年度

北海道交通安全実施計画

北海道交通安全対策会議

は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項に基づき、第11次北海道交通安全計画（令和3年7月 北海道交通安全対策会議）を着実に推進するため、陸上交通の安全に関し、国及び道等の行政機関並びに公共交通の事業者が令和6年度に講ずべき施策等について、定めたものです。

目 次

第1章 道路交通の安全.....	1
1 道路交通環境の整備.....	1
（1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備.....	1
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	1
〔北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）〕.....	1
〔北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）〕.....	1
〔札幌市（建設局土木部道路課）〕.....	2
（2）高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化.....	2
〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕.....	2
（3）幹線道路における交通安全対策の推進.....	2
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	2
〔北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）〕.....	3
〔北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）〕.....	4
〔札幌市（建設局土木部道路課）〕.....	4
〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕.....	5
（4）交通安全施設等の整備事業の推進（北海道開発局、北海道、札幌市）.....	5
〔北海道警察（交通部交通規制課）〕.....	6
（5）歩行者空間のバリアフリー化.....	7
〔北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）〕.....	7
〔札幌市（建設局土木部道路課）〕.....	7
（6）無電柱化の推進.....	7
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	7
〔北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）〕.....	7
〔札幌市（建設局土木部業務課）〕.....	7
（7）効果的な交通規制の推進.....	7
〔北海道警察（交通部交通規制課）〕.....	7
（8）自転車利用環境の総合的整備.....	8
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	8
〔北海道（建設部土木局道路課）〕.....	8
〔北海道警察（交通部交通規制課）〕.....	8
〔札幌市（建設局総務部自転車対策担当課）〕.....	8
（9）高度道路交通システムの活用.....	8
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	8
〔北海道警察（交通部交通規制課）〕.....	8
〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕.....	9
（10）交通需要マネジメントの推進.....	9
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	9
〔北海道運輸局（交通政策部交通企画課、環境・物流課）〕.....	9
〔北海道（総合政策部交通政策局交通企画課、地域創生局地域政策課）〕.....	10
〔北海道警察（交通部交通規制課）〕.....	11
（11）災害に備えた道路交通環境の整備.....	11
〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕.....	11
〔北海道（建設部土木局道路課）〕.....	11

[北海道警察（交通部交通規制課）]	11
[NE XCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]	12
(12) 総合的な駐車対策の推進	12
[北海道（建設部まちづくり局都市計画課）]	12
[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]	12
[札幌市（市民文化局地域振興部区政課）]	13
(13) 道路交通情報の充実	13
[北海道開発局（建設部道路維持課）]	13
[北海道（建設部土木局道路課）]	13
[北海道警察（交通部交通規制課）]	13
[NE XCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]	13
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
[北海道開発局（建設部道路維持課）]	14
[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課、まちづくり局都市環境課）]	14
[北海道警察（交通部交通規制課）]	15
(15) 冬季道路交通環境の整備	15
[北海道開発局（建設部道路維持課）]	15
[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課）]	15
[札幌市（建設局土木部雪対策室）]	16
[NE XCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]	16
2 交通安全思想の普及徹底	17
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	17
[北海道運輸局（観光部観光企画課）]	17
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]	17
[北海道教育庁（学校教育局生徒指導・学校安全課、生涯学習推進局社会教育課）]	17
[北海道警察（交通部交通企画課）]	18
[NE XCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]	19
(2) 効果的な交通安全教育の推進	19
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]	19
[北海道警察（交通部交通企画課）]	19
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	20
[北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）]	20
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）]	20
[北海道教育庁（学校教育局生徒指導・学校安全課）]	22
[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課）]	22
[NE XCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]	24
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	25
[北海道経済産業局（総務企画部総務課）]	25
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]	25
(5) 住民の参加・協働の推進	25
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]	25
3 安全運転の確保	26
(1) 運転者教育等の充実	26
[北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）]	26
[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]	26
[北海道（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課）]	26
[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課、運転免許管理課）]	26
(2) 道民の立場に立った運転免許行政の推進	28
[北海道警察（運転免許試験課）]	28

(3) 安全運転管理の推進	28
〔北海道警察（交通部交通企画課）〕	28
〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕	28
(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	29
〔北海道運輸局（自動車交通部貨物課・自動車監査官、自動車技術安全部保安・環境調整官）〕	29
(5) 交通労働災害の防止等	30
〔北海道労働局（安全課、健康課）〕	30
〔北海道労働局（監督課）〕	30
(6) 道路交通に関する情報の充実	30
〔札幌管区気象台〕	30
〔北海道（総務部危機対策局危機対策課）〕	31
4 車両の安全性の確保	31
(1) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進	31
〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕	31
(2) 自動車アセスメント情報の提供	31
〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕	31
(3) 自動車の検査及び点検整備の充実	31
〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課、整備・保安課）〕	31
(4) リコール制度の充実・強化	32
〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕	32
(5) 自転車の安全性の確保	32
〔北海道経済産業局（総務企画部総務課）〕	32
〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕	32
〔北海道警察（交通部交通企画課）〕	32
5 道路交通秩序の維持	33
(1) 交通の指導取締りの強化等	33
〔北海道警察（交通部交通指導課、高速道路交通警察隊）〕	33
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	33
〔北海道警察（交通部交通捜査課）〕	33
(3) 暴走族対策の強化	34
〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕	34
〔北海道警察（交通部交通捜査課）〕	34
〔北海道運輸局（自動車技術安全部 整備・保安課）〕	35
6 救助・救急活動の充実	35
(1) 救助・救急体制の整備	35
〔北海道（総務部危機対策局危機対策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課）〕	35
〔北海道警察（交通部交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊）〕	36
〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕	36
(2) 救急医療体制の整備	36
〔北海道（保健福祉部地域医療推進局地域医療課）〕	36
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	37
〔北海道（総務部危機対策局危機対策課）〕	37
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	37
(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底	37
〔北海道運輸局（自動車交通部 旅客第一課）〕	37
(2) 損害賠償の請求についての援助等	38
〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕	38
〔北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）〕	38

(3) 交通事故被害者支援の充実強化	38
〔北海道運輸局（交通政策部バリアフリー推進課）〕	38
〔北海道（保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課）〕	38
〔北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）〕	38
8 研究開発及び調査研究の充実	39
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	39
〔北海道警察（交通部交通企画課）〕	39
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	39
〔北海道警察（交通部交通企画課）〕	39
第2章 鉄道交通の安全	40
1 鉄道交通環境の整備	40
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	40
〔北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）〕	40
〔J R 北海道（安全推進部）〕	40
〔道南いさりび鉄道（運輸部）〕	40
(2) 運転保安設備等の整備	41
〔北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）〕	41
〔J R 北海道（安全推進部）〕	41
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	41
〔北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）〕	41
〔J R 北海道（安全推進部）〕	41
〔道南いさりび鉄道（安全企画室）〕	41
3 鉄道の安全な運行の確保	41
(1) 保安監査等の実施	41
〔北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）〕	41
(2) 運転士の資質の保持	42
〔北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）〕	42
〔J R 北海道（安全推進部）〕	42
〔道南いさりび鉄道（運輸部）〕	42
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	42
〔北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）〕	42
〔J R 北海道（安全推進部）〕	42
〔道南いさりび鉄道（運輸部 安全企画室）〕	42
(4) 気象情報等の充実	43
〔北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）〕	43
〔札幌管区気象台〕	43
〔J R 北海道（安全推進部）〕	43
〔道南いさりび鉄道（運輸部）〕	43
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	43
〔北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）〕	43
〔J R 北海道（安全推進部）〕	43
〔道南いさりび鉄道（運輸部 安全企画室）〕	43
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	44
〔北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）〕	44
4 鉄道車両の安全性の確保	44

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]	44
[J R 北海道（安全推進部）]	44
[道南いさりび鉄道（運輸部）]	44
5 救助・救急活動の充実	44
[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]	44
[J R 北海道（安全推進部）]	45
[道南いさりび鉄道（安全企画室、運輸部）]	45
6 公共交通事故被害者等への支援	45
[北海道運輸局（交通政策部バリアフリー推進課）]	45
7 鉄道事故等の原因究明と再発防止	45
[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]	45
[J R 北海道（安全推進部）]	45
[道南いさりび鉄道（安全企画室）]	46
第3章 踏切道における交通の安全	47
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	47
[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]	47
[J R 北海道（安全推進部）]	47
[道南いさりび鉄道（運輸部、経営企画部）]	47
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	47
[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]	47
[J R 北海道（安全推進部）]	47
[道南いさりび鉄道（運輸部）]	48
[北海道警察（交通部交通規制課）]	48
3 踏切道の統廃合の促進	48
[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]	48
[J R 北海道（安全推進部）]	48
[道南いさりび鉄道（運輸部）]	48
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置	48
[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課、安全指導課）]	48
[J R 北海道（安全推進部）]	49
[道南いさりび鉄道（安全企画室、運輸部）]	49

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 生活道路における交通安全対策の推進
「ゾーン30プラス」の推進を図るため、可搬型ハンプの貸出しにより生活道路への物理的デバイス設置の促進を図るほか、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進める。
- 通学路等における交通安全の確保
歩道未設置区間の通学路において歩道の新設を行う。
実施箇所：国道40号…和寒町日の出ほか
- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
歩道の横断勾配の緩和及び路面段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置によるバリアフリー化を行う。

[北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）]

- 生活道路における交通安全対策の推進
死傷事故発生割合が高い生活道路における歩行者及び自転車利用者にかかる交通事故が多発する地区について、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制と連携して、総合的な事故防止対策を推進する。
- 通学路等における交通安全の確保
高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
一般道道…大野大中山線ほか
- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
高齢者、障がい者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦で幅の広い歩道整備を推進する。
登別温泉通（登別駅駅前広場）ほか

[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]

- 生活道路における交通安全の確保
市街地等の生活道路における交通安全対策として、「ゾーン30¹」を整備するほか、見やすく分かりやすい高輝度の道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化等の施策を推進する。
また、「ゾーン30」を整備する際には、速度抑制に効果のある物理的デバイスの設置を道路管理者等に働きかけ、速度規制と物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」として整備されるように努める。

¹ ゾーン30：市街地等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、通過交通を抑制するため、最高速度30km/hの区域規制を実施する安全対策

- 通学路における交通安全の確保
道路交通実態に応じ、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
- 未就学児等が日常的に集団で移動する経路等における交通安全の確保
市町村保育担当部局等において設定されるキッズゾーンについて、その設定に協力するとともに、キッズゾーン内における必要な交通規制、適切な交通指導取締り、交通安全教育等を実施する。
- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
横断歩道、バス停留所付近の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者・障がい者等の安全に資する歩行空間等として整備した歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の駐車違反についても、積極的な取締りをする。

[札幌市（建設局土木部道路課）]

- ゾーン30の整備
上篠路地区
- 通学路等の歩道整備
市道…高台線ほか
- 高齢者・障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー化）の促進
市道…南3条線ほか

(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、限られた予算の中で最大限の効果を獲得できるよう、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。
- 事故危険箇所対策の推進
特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

実施箇所	国道5号…札幌市西区（新川交差点改良ほか）
------	-----------------------

- 重大事故の再発防止
社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。
- 適切に機能分担された道路網の整備
一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

区分	実施箇所
高規格道路	北海道横断自動車道…本別～釧路ほか

- 改築等による交通事故対策の推進
交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、既存道路の拡幅、バイパス等の整備を推進する。

区分	実施箇所
一般国道	国道38号…釧路新道ほか

[北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）]

- 交通事故対策マネジメントの推進
事故の危険性が高い特定の区間において、事故要因に即した効果の高い対策を実施し、その効果を検証して次の対策に活かすなど、マネジメントサイクルを導入することにより、効率的・効果的な対策実施に努める。
- 事故危険箇所対策の推進
特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

実施箇所	主要道道…礼文島線ほか
------	-------------

- 重大事故の再発防止
社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を関係機関と調査し、同様の事故の再発防止を図る。
- 適切に機能分担された道路網の整備
基本的な交通の安全を確保するため、高規格道路から居住地域内道路に至る道路ネットワーク機能が適切に分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

区分	実施箇所
地域高規格道路	主要道道…鷹栖東神楽線
バイパス及び環状道路等	主要道道…幕別帯広芽室線ほか
重要拠点へのアクセス道路	一般道道…山花鶴丘線ほか 花川通（石狩市）ほか

第1章 道路交通の安全

区分	実施箇所
大規模自転車道	一般道道…札幌恵庭自転車道線

- 改築等による交通事故対策の推進
交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業等による交通事故対策を推進する。

区分	実施箇所
道路改築	一般道道…小樽環状線ほか
鉄道との立体交差道路の整備	永山東光線（旭川市）ほか

[北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）]

- 事故危険箇所対策の推進
事故の態様、交通量、地域住民等の意見を踏まえ、道路管理者と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。
- 幹線道路における交通規制
交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通の実態等を勘案しつつ、最高速度規制の見直しを行い、その適正化を図る。
交通事故、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。
- 重大事故の再発防止
社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。
- 高速自動車国道等における事故防止対策等の推進
渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進する。また、ヘリコプターによる救助・救急活動を安全かつ円滑に行うため、関係機関と連携し支援する。
- 交通安全施設等の高度化
交通実態に応じて、複数の信号機を面的、線的に連動させる等の信号制御の改良を推進するとともに、視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。
また、道路の構造、交通の状況に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等を推進する。

[札幌市（建設局土木部道路課）]

- 事故危険箇所の対策
主要道道…前田新川線ほか
- 環状、バイパス道路の整備
環状通、屯田・茨戸通ほか
- 道路改築
一般道道…花畔札幌線ほか

〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕

- 適切に機能分担された道路網の整備
基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう、高速自動車国道の整備を推進する。
- 高速自動車国道等における事故防止対策の推進
高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。
安全で円滑な自動車交通を確保するため、自発光式視線誘導標、高機能舗装の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、分離対策の強化を図るほか、逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備、野生動物の侵入防止を図る。
さらに、交通障害等の発生時においては、道路交通情報センターや報道機関、道路情報板等によるお客さま等へのリアルタイムな情報提供を行う。

（４）交通安全施設等の整備事業の推進（北海道開発局、北海道、札幌市）

〔令和６年度交通安全施設等整備事業 【道路管理者分】〕

一種事業：道路本体を改良して交通安全を図る事業（歩道設置、交差点改良、視距改良、路肩改良、段差解消等）

二種事業：道路付属物等を設置し交通安全を図る事業（道路照明灯、防護柵、道路反射鏡、区画線、道路標識等）

（単位：百万円）

道路管理者 工種	開 発 局	北 海 道	札 幌 市	全 道 計
１ 種 事 業	１０，３６５	５，８９７	３，８８１	２０，１４３
２ 種 事 業	５，６２２	１，９２２	４３６	７，９８０
合 計	１５，９８７	７，８１９	４，３１７	２８，１２３

- 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
生活道路において人優先の考えの下、ハンプやクランク等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
- 幹線道路対策の推進
幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。
- 交通円滑化対策の推進
交通安全に資するため、交差点の立体化等を推進するなど、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出を抑制する。

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 計画的かつ効果的な交通安全施設等の整備
「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、交通安全施設等の整備状況を把握・分析した上で、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、道路交通環境の変化等により、交通実態に適合しなくなった交通安全施設の真に必要な箇所に移設又は撤去、施設の長寿命化等による戦略的なストック管理、ライフサイクルコストの削減を推進する。
- 生活道路対策の推進
市街地等の生活道路対策として、「ゾーン30」を小・中学校等の通学路を含む区域に加え、公共施設、病院、児童遊園等の高齢者や子供が利用する施設を含む区域等においても、整備する。
また、「ゾーン30」を整備する際には、速度抑制に効果のある物理的デバイスの設置を道路管理者等に働きかけ、速度規制と物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」として整備されるように努める。
- 通学路等対策の推進
教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等によるソフト面での対策に加え、信号機、横断歩道などの交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、引き続き、地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施する。
- 幹線道路対策の推進
事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良等の対策を実施する。
- 交通円滑化対策の推進
交通安全に資するため、道路整備事業と連動した信号機の改良等を推進するほか、駐車対策を実施することにより交通容量の拡大を図り、交通の円滑化対策を推進する。
- ITS²の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。
具体的には、信号機の集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、情報通信技術等を用いて、光ビーコン³の整備、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS⁴）を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。
- 道路交通環境整備への住民参加の促進
地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検

² ITS：高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems）の略。道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム

³ 光ビーコン：通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置

⁴ UTMS：新交通管理システム（Universal Traffic Management Systems）の略。光ビーコンを通じて個々の車両との双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、旅客移動や物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することにより、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム

を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

(5) 歩行者空間のバリアフリー化

[北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）]

- 高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。

主要道道…深川雨竜線ほか

[札幌市（建設局土木部道路課）]

- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

(再掲) 市道…南3条線ほか

(6) 無電柱化の推進

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、道路の防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するなど、本格的な無電柱化を推進する。

区分	実施箇所
電線共同溝	国道5号…小樽花園電線共同溝ほか

[北海道（建設部土木局道路課、まちづくり局都市環境課）]

- 北海道無電柱化推進計画（令和3年12月策定）に基づき、道路の「防災性の向上」、「通行空間の安全性・快適性確保」、「良好な景観形成」の観点から無電柱化を推進する。

区分	実施箇所
電線共同溝	主要道道…深川雨竜線ほか

[札幌市（建設局土木部業務課）]

- 札幌市無電柱化の推進に関する計画（令和4年3月改訂）に基づき、道路の「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成、観光振興」のために、無電柱化を推進する。

区分	実施箇所
電線共同溝	市道…東4丁目線ほか

(7) 効果的な交通規制の推進

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態や道路交通環境にあった合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進める。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

(8) 自転車利用環境の総合的整備

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 安全で快適な自転車利用環境の創出

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月、国土交通省・警察庁）に基づき、自転車道及び暫定形態による車道混在（矢羽根型路面表示等）の整備を推進する。

[北海道（建設部土木局道路課）]

- 安全で快適な自転車利用環境の創出

「自転車活用推進法」第10条の規定に基づく都道府県自転車活用推進計画として策定された「第2期北海道自転車利活用推進計画（令和3年3月策定）」の趣旨に基づき、自転車専用道路等の整備や安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月改定、国土交通省・警察庁）を踏まえ、市町村や関係機関と連携し、暫定形態による車道混在（矢羽根型路面表示等）などの整備を推進する。

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車の良好な通行環境を実現するため、自転車歩道通行可・自転車横断帯等の交通規制の見直しを推進する。

[札幌市（建設局総務部自転車対策担当課）]

- 安全で快適な自転車利用環境の創出

平成30年3月に策定した「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」に基づき、車道混在（矢羽根型路面表示等）の整備を推進しており、今後は郊外のＪＲ・地下鉄駅等周辺においても整備を行い、歩行者、自転車及び自動車の安全で快適な通行環境の実現を図る。

(9) 高度道路交通システムの活用

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- ETC2.0の展開

ETC⁵の通信技術をベースとしたETC2.0⁶サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器により、ETCに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、商用車の運行管理支援などを推進する。

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICS⁷の整備を推進するとともに、高精度な情報提供の充実を図る。

⁵ ETC：ノンストップ自動料金支払いシステム（Electronic Toll Collection System）の略。有料道路における料金所渋滞の解消、キャッシュレス化による利便性の向上、管理コストの節減等を図るため、有料道路の料金所で一旦停止することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うシステム。

⁶ ETC2.0：従来のETCだけではなく、渋滞回避支援や安全運転支援などの情報提供サービスに加え、ITSスポットを通して収集された経路情報を活用したシステム。

⁷ VICS：道路交通情報通信システム（Vehicle Information and Communication Systems）の略。光ビーコン等を通じてカーナビゲーション装置に対して交通情報を提供するシステム

- 新交通管理システムの推進
最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してUTMSの整備を行うことにより、ITSを推進する。
- 交通事故防止のための運転支援システムの整備
運転者に対し、信号灯火に関する情報等を提供することで注意を促し、ゆとりある運転が可能となる環境を作り出すことによって、交通事故の防止を図るため信号情報活用運転支援システム（TSPS⁸）の整備を推進する。

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- ETCの通信技術をベースとしたETC2.0の活用によるスマートウェイの推進を展開する。

(10) 交通需要マネジメントの推進

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 都市部における交通の円滑化
依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、TDM⁹の定着・推進に加え、バイパス・環状道路の整備や交差点改良等の交通容量拡大等を推進する。

[北海道運輸局（交通政策部交通企画課、環境・物流課）]

- モビリティ・マネジメント(MM)の推進
運輸部門からのCO₂排出量に占める自家用乗用車の割合は、44.3%(2021年度)であり、自家用自動車からCO₂排出量の少ない交通モード等への転換が求められている。過度に自動車に依存するライフスタイルから電車・バスなどの公共交通の利用や徒歩・自転車など、環境に配慮した交通行動への自発的な転換を促す「モビリティ・マネジメント(MM)」の取組を推進する。
- 地域公共交通の活性化
人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、コロナ禍の直撃により、地域公共交通をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。このような状況を踏まえ、地域の活力を維持、強化するために、コンパクトなまちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」にかかる取組や、地域の関係者との連携・協働（共創）を推進するとともに、地方公共団体を中心とした地域公共交通計画等の作成を通じた利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築（リ・デザイン）を図る取組を支援する。
- 地域公共交通確保維持改善事業
あらゆる交通モードにおける地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性が向上するよう、地域の多様な関係者が協働した、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組や、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現にとって不可

⁸ TSPS：信号情報活用運転支援システム(Traffic Signal Prediction Systems)の略。光ビーコンから取得した信号情報を用いて、信号交差点を円滑に通行するための運転を支援するシステム。

⁹ TDM：交通需要マネジメント(Transportation Demand Management)の略。都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整(＝交通行動の調整)する手法

欠な地域公共交通ネットワークの再構築（リ・デザイン）に向けた取組を支援する。

[北海道（総合政策部交通政策局交通企画課、地域創生局地域政策課）]

○ 公共交通機関利用の促進

ア 地域の暮らしや産業経済を支える交通ネットワークの実施に向けた施策の推進

道では、平成30年3月、本道の交通が進むべき方向性を示す「北海道交通政策総合指針」を策定したところであり、引き続き、本指針に基づき、環境変化に的確に対応しながら、本道の更なる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、交通事業者はもとより、行政、関係団体、道民の皆様など、関係者が一体となった取組を展開していく。

イ 地方バス路線などの確保

① 生活バス路線の確保

道内のバス路線は、過疎化や自家用車の普及などにより、利用者が減少傾向で推移しており、厳しい状況が続いている。このため、乗合バス路線の運行経費のほか、廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について助成を行い、地域住民にとって必要不可欠な生活バス路線の確保を図る。

[地域間幹線系統確保維持事業費補助金・生活交通路線維持対策事業]

令和6年度予算額 1,385,893千円

○生活交通路線維持対策事業費補助金 計画内容

事業名	事業内容
地域間幹線系統確保維持事業	24事業者 145路線
生活交通路線維持対策事業	
広域生活交通路線維持費	14事業者 51路線
市町村生活バス路線運行費	14市町村 32路線 4事業者 10路線

(対象期間： R5. 10. 1～R6. 9. 30)

○地域間幹線系統車両減価償却費等補助金計画内容 [令和6年度を初年度とする計画]

事業名	事業内容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	1事業者

② バス利用の促進

ノンステップバスの導入など高齢者等の移動の利便性及び安全性の向上に資する事業等に対し助成を行い、バス利用の促進を図る。

[バス利用促進等総合対策事業費補助金]

令和6年度予算額 700千円

○バス利用促進等総合対策事業費補助金 計画内容

事業名	事業内容
ノンステップバス等導入事業	高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図る。

ウ 集落維持・活性化に資する地域交通確保等に向けた取組への支援

市町村等と連携し、集落の維持・活性化に向けたデマンド交通の導入など、地域の実情に応じ、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスの整備を促進する。

〔地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）参考：令和5年度実績〕

事業名	事業費
集落デマンド交通導入事業	4,300千円 3団体

〔北海道警察（交通部交通規制課）〕

○ 都市部における交通の円滑化

都市部における道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、交通管制の高度化を図るなど、交通管制システムを効果的に整備する。

(11) 災害に備えた道路交通環境の整備

〔北海道開発局（建設部道路維持課）〕

○ 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水区域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。

区分	実施箇所
橋梁の耐震補強	国道274号 幌呂橋 ほか
防災対策	国道40号 天塩防災 ほか

〔北海道（建設部土木局道路課）〕

○ 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保や、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間について対策を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、緊急輸送道路の確保及び避難路の整備を推進する。

区分	実施箇所
橋梁の耐震補強	主要道道…根室半島線 引臼橋 ほか
災害防除	主要道道…礼文島線ほか

〔北海道警察（交通部交通規制課）〕

○ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合において、安全で円滑な道路交通を確保するため、光ビーコ

ン、交通情報板等の交通安全施設の整備や通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。

あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置が正常に作動するよう適切に更新を行うとともに、老朽化した信号機、道路標識・標示など計画的な更新を推進する。

○ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、必要に応じ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

○ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- 災害発生時において、高速道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及びお客さま等への道路交通情報の提供を実施する。

(12) 総合的な駐車対策の推進

[北海道（建設部まちづくり局都市計画課）]

○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

ア 駐車場の整備に関する基本方針、駐車場の整備の目標年次及び目標量を定める駐車場整備計画の策定を推進する。

イ 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定を促進させるとともに、各種補助制度や融資制度を活用した駐車場整備に配慮する。

[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]

○ きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性に配慮し、地域の交通実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。

○ 違法駐車対策の推進

違法駐車取締りについては、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した違法駐車取締り活動方針及び駐車監視員の取締活動ガイドライン（以下「活動方針等」）を策定・公表し、活動方針等に基づき、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進する。

また、放置違反金制度による使用者責任の追及、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等の自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を検挙することにより、良好な駐車秩序の確立を図る。

○ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、道民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車排除気運の醸成・高揚を図る。

○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見・要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

[札幌市（市民文化局地域振興部区政課）]

- 違法駐車防止を呼びかける広報啓発活動を始め、各地域で市民参加の違法駐車防止パトロールなどを行っている関係機関・団体と連携し、違法駐車等防止のための気運の醸成・高揚に努める。

(13) 道路交通情報の充実

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 分かりやすい道路交通環境の確保

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近等において、案内標識の英語表記改善、道路情報板の英語表記等の推進により、国際化の進展への対応に努める。

また、高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を案内する「ナンバリング」を導入することにより、訪日外国人をはじめ、全ての利用者にわかりやすい道案内を推進する。

[北海道（建設部土木局道路課）]

- 分かりやすい道路交通環境の確保

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、路線番号の追記や英語表記改善等を実施した案内標識の設置を推進し、国際化の進展への対応に努める。

また、高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を案内する「ナンバリング」を導入することにより、訪日外国人をはじめ、全ての利用者にわかりやすい道案内を推進する。

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通情報板、光ビーコン等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制システムの充実・高度化を図る。

- I T Sを活用した道路交通情報の高度化

I T Sの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S等の整備を図る。

- 分かりやすい道路交通環境の確保

道路利用者に対して分かりやすい交通規制を実施するために道路標識の高輝度化等を推進する。

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- 情報収集・提供体制の充実

多様化するお客さま等のニーズにこたえてお客さま等に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

- ITSを活用した道路交通情報の高度化
ITSの一環として、お客さま等に渋滞状況等の道路交通情報を提供するインターネットによる道路情報提供や道路交通情報通信システム（VICS）等を整備する。

(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

- 道路の使用及び占用の適正化等
工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。
- 休憩施設等の整備の推進
過労運転に伴う交通事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。
- 道路法に基づく通行の禁止又は制限
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠陥又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課、まちづくり局都市環境課）]

- 道路の使用及び占用の適正化等
 - ア 道路の使用及び占用の適正化
工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。
 - イ 不法占用物件の排除等
道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。
さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。
なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。
 - ウ 道路の掘り返しの規制等
道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。
さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。
- 子供の遊び場等の確保
子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに

に、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

区 分	実 施 箇 所
住区基幹公園	あかしや公園（網走市）ほか
都市基幹公園	東光スポーツ公園（旭川市）ほか

[北海道警察（交通部交通規制課）]

○ 道路使用の適正化等

道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。

特に、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケーション等に伴う道路使用の許可に当たっては、適切な助言、情報提供を行うほか、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。

(15) 冬季道路交通環境の整備

[北海道開発局（建設部道路維持課）]

○ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。

特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。

○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進

安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬季交通にかかる交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵又は防雪林、視線誘導標、雪崩予防柵等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。

区分	施工箇所
防雪柵	国道232号…天塩町ほか
防雪林	国道44号…根室市ほか
雪崩予防柵	国道243号…弟子屈町ほか

○ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

また、積雪寒冷特別地域である北海道においては、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面对策として除雪や凍結防止剤散布を実施する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の充実を図る。

除雪延長：車道6,853 km

[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課）]

○ 冬季の安全な道路交通の確保

冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実

第1章 道路交通の安全

施及び交差点、坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や滑り止め材等の効果的な散布による冬季路面管理に努める。

また、歩行者の安全・安心な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。

〔除雪延長（令和5年度）〕

区分	実施計画
車道	10,346 km
歩道	2,529 km

○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進

安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築にあたっては、必要に応じて、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵、視線誘導標、雪崩予防柵等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。

区分	施工箇所
防雪柵	主要道道…江別奈井江線ほか
雪崩予防柵	一般道道…文珠砂川線ほか
ロードヒーティング	主要道道…室蘭環状線ほか

〔札幌市（建設局土木部雪対策室）〕

○ 冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や滑り止め材等の効果的な散布による冬季路面管理の充実及び、除雪等による歩行者が安全・安心に通行するための歩行空間確保に努める。

〔除雪延長〕

区分	令和5年度
車道	5,456 km
歩道	3,048 km

〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕

○ 高速道路においては、冬季における安全でかつ円滑な交通確保のために次の3本柱を基本に各対策を実施する。

ア 視程障害対策	吹雪・地吹雪による視界不良対策のため自発光式視線誘導標や防雪柵等を整備する。
イ 冬季路面对策	冬期間の気象変化に対しても極力交通を確保するように、地域・気象特性及び道路の特性に応じた効率的な雪氷作業等を実施する。
ウ 交通安全啓発	・SNSやラジオ等様々なメディアを通じて広報を実施する。 ・雪道に関する交通安全講習会、現地キャンペーン、パンフレット等を活用し、お客さま等をはじめ、より多くの方々へさらなる交通安全意識の浸透を目指し、冬季の交通安全対策を実施する。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

[北海道運輸局（観光部観光企画課）]

○ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人観光客のレンタカー等を活用したドライブ観光促進を目的に、行政機関やレンタカー事業者などで構成している「北海道外国人観光客ドライブ観光促進連絡協議会」において、外国人観光客が安全・安心・快適にドライブ観光を体験できるための環境整備を官民一体で推進する。

なお、外国人観光客に対し、北海道の冬道の危険性や道内をドライブする場合の留意点、日本の交通ルール等に関する普及・啓発を図る。

[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]

○ 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児が保護者と一緒に交通安全を学習する幼児交通安全クラブ（こぐまクラブ）の結成と育成を促進するため、結成(活動)の手引の作成・配付等を行う。（公益社団法人北海道交通安全推進委員会補助事業）

○ 高校生に対する交通安全教育の推進

自転車の安全利用に関する知識の習得や規範意識の向上などを目的とした高校生等対象の講習会を団体・企業と連携して開催する。

○ 高齢者に対する交通安全教育の推進

地域経済団体等（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録を推進するほか、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこれを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。

○ 外国人に対する交通安全教育の推進

道のホームページ内で、日本の道路標識や基本的な交通ルール・マナー、冬道の運転などについて、日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語で紹介する。

〈交通安全の基礎知識〉

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/fl.html>

[北海道教育庁（学校教育局生徒指導・学校安全課、生涯学習推進局社会教育課）]

○ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。特に、歩行中に交通事故に遭う状況が低学年に最も多く見られることから、小学校等と幼稚園、保育所等が連携した合同での交通安全教室等の開催など、小学校入学前の段階からの交通安全の取組を推進する。

○ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等

について重点的に指導する。特に登下校中における交通事故が増加傾向にあり、とりわけ、自転車運転中の事故が多いことから、改めて交通ルールの遵守や生徒自らが危険を予測し回避する力を身に付けられるよう、警察等と連携した体験型の交通安全教育の取組を推進する。

○ 高校生に対する交通安全教育の推進

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の交通安全教育の充実を図る。

高校生学校安全 推進事業	全ての道立高等学校において、交通安全宣言など生徒が自ら積極的に学ぶ啓発活動を通して、生徒が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を図る。
-----------------	---

○ 成人に対する交通安全教育の推進

交通安全に関する学習と実践については、少年団体、青年団体、女性団体、PTAなどの社会教育関係団体等が実施する各種事業等のほか、公民館等が行う学級、講座、講演会、集会などを通じて、その推進が図られるよう奨励に努める。

[北海道警察（交通部交通企画課）]

○ 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して、視聴覚教材等を活用した交通安全教育の実施に努める。

○ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺の道路の具体的な危険箇所を取り上げ、関心を持たせる工夫を凝らすなど、効果的な交通安全教育の実施に努める。特に、歩行中の幼児及び児童の死傷者数は、小学校入学直後の小学校1年生が最も多くなり、小学校2年生がこれに次ぐことから、こうした実態についてその保護者等への周知等にも留意する。

○ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく、他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車安全教室等の実施に努める。

○ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう、高校、PTA等と連携した交通安全教育の実施に努める。

○ 成人に対する交通安全教育の推進

大学生等に対する交通安全教育は、二輪車、四輪車の保有、使用実態に応じて、学生自らが計画、主催する安全運転実技講習会や安全運転セミナーの開催を促進し、交通安全意識の

高揚を図る。

社会人に対する交通安全教育は、関係機関・団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

- 障がい者に対する交通安全教育の推進
障がい者や介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象に、地域における福祉活動の機会等を利用し、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育の実施に努める。
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
高齢者に対しては、加齢によって生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、高齢歩行者システムやドライビングシミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。
特に、歩行者・自転車乗車中の交通死亡事故においては、市街地における事故の割合が高く、歩行者にあっては、横断歩道外横断等の法令違反、自転車にあっては、交差点の安全進行等の法令違反が多いことを踏まえ、事故の特徴や高齢者の特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。
また、高齢運転者の交通死亡事故においては、非市街地における車両単独や正面衝突事故の割合が高いことから、安全な運転に必要な技能・知識を再認識させるため、事故の態様に応じた交通安全教育の実施に努める。
- 外国人に対する交通安全教育の推進
日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を実施する。
- 冬季に係る交通安全教育
冬季における交通事故実態、特徴等を踏まえ、安全に道路を通行するために必要な知識を習得させるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- 外国人に対する交通安全教育の推進
訪日外国人旅行者の増加に伴い、高速道路における交通事故を抑止するため、多言語での交通安全啓発を展開する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]

- 地域経済団体（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録を推進するほか、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこれを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。（再掲）

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
そのため、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、交通安全指導員等交通安全教育に携わる者を主体的に教育できる指導者として育成を図り、地域・職域の実態に即した

交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。

（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進

〔北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）〕

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
自動車運送事業者を対象に、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
特に、旅客自動車運送事業者に対しては、座席ポケットへのリーフレットの備付、車内へのステッカーの貼付並びに車内放送を実施するほか、貸切バス事業者については、乗客がシートベルトを着用していることを発車前に運転者又は添乗員に目視で確認させる等、シートベルト着用についてあらゆる機会を捉え乗客に注意喚起を行うよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導を徹底する。
また、関係団体と連携して貸切バス及び都市間バスを重点的に「シートベルト着用促進街頭啓発」を実施する等、シートベルトの正しい着用についての普及啓発に取り組む。

〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課、保健福祉部地域医療推進局医務業務課）〕

- 交通安全運動の推進 ※全機関参画
道民一人ひとりの交通安全意識の高揚によって交通事故防止を図るため、本項目に掲げる普及啓発活動について、通年運動、期別運動、交通安全の日等の運動、警報発表時の運動などにおける重点的な取組として、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、市町村を始め、関係機関・団体等が緊密に連携し、体系的かつ効果的に展開する。

〈交通安全運動の推進方針の概要〉

年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～
運動の重点（通年）	① こどもと高齢者の安全確保 ② 飲酒運転の根絶 ③ スピードダウン ④ シートベルトの全席着用 ⑤ 居眠り運転の防止 ⑥ 自転車等の安全利用 ⑦ 安全意識の向上
期別運動期間	春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日 夏の交通安全運動 7月13日～7月22日 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日 冬の交通安全運動 11月13日～11月22日
全道統一行動日 ～セーフティコール～	各期別運動の初日（休日の場合は休日直前の平日）を全道統一行動日として設定して、道内全域を対象とした地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。
交通安全の日 等の運動	① 飲酒運転根絶の日（7月13日） ② 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日） ③ 道民交通安全の日（毎月15日） ④ 自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日） ⑤ その他の交通安全の日 無事故の日（6月25日）、バイクの日（8月19日）
特別対策	北海道又は各総合振興局・振興局は、交通死亡事故や飲酒運転事案の多発により「交通死亡事故多発警報」又は「飲酒運転根絶緊急対策」等の発表・実施基準に達した場合には、速やかに警報又は緊急対策の実施を発表するとともに、関係機関・団体等による対策会

	議を開催するなど、地域住民等への注意喚起を図る緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭啓発等の交通安全運動を実施する。
--	---

○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転根絶を実現するため、「飲酒運転根絶の日」(7/13)の取組、飲酒運転根絶ロゴマークを活用した啓発活動などにより住民や企業の意識の醸成などを促進するとともに、飲酒の機会が増える時期に全道一斉に集中対策期間を設け、啓発や注意喚起活動を強化するなど、市町村や「北海道飲酒運転根絶推進協議会」の関係機関・団体・事業者等と連携し、各般の施策を円滑かつ効果的に推進する。

また、地域に根ざした飲酒運転根絶を図るため、飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録制度等の推進をはじめ、若年運転者対策として高校及び地元マスメディア等と連携した啓発活動等を実施することで、飲酒運転を見逃さない規範意識を涵養する。

〔交通安全対策推進事業費（飲酒運転根絶推進関連事業）〕

項目	事業内容	予算額
飲酒運転防止対策事業	・ 児童・生徒向けパンフレットの配布及び条例周知等の普及啓発	2,205千円
公益社団法人北海道交通安全推進委員会実施分	・ 地域での飲酒運転根絶の取組を担う人材育成のための研修会の開催 ・ 飲酒運転根絶の日決起大会の開催 ・ 地域連携型飲酒運転根絶事業の実施	15,086千円
北海道交通安全指導員連絡協議会実施分	・ 交通安全指導員による飲酒運転根絶見廻り隊の結成	2,846千円

○ 交通死亡事故の抑止（高齢者の事故防止、居眠り運転の防止）

死亡事故の割合が多い高齢者の交通事故を防止するため、歩行者・自転車利用者等に対する夜光反射材の貼付活動や視認効果体験等を通じて、夜光反射材の普及に向けた取組を推進する。

また、居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を推進する。

〔交通安全対策推進事業費（高齢者等関連事業費）〕

項目	事業内容	予算額
高齢者交通事故防止対策事業	・ シルバーアドバイザーの店による高齢者へのひと声アドバイスの実施 ・ 夜光反射材の配布・直接貼付による夜間の高齢者の交通事故防止	1,006千円
居眠り運転事故防止対策事業	・ 居眠り運転事故防止ロードマップ作成	454千円
運転免許自主返納促進事業	・ 運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを行う「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」の周知及び協賛事業者の募集 ・ 高齢運転者を対象とした体験型講習の実施	—

○ スピードダウンの励行運動の推進

安全速度の励行運動（エコドライブ運動）の啓発活動を推進する。

- 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
事故事例に基づく後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。
- 自転車の安全利用の推進
中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。（公益社団法人北海道交通安全推進委員会事業費補助）
また、道路交通法及び北海道自転車条例で規定する全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務と自転車損害賠償保険等の加入について一層の普及促進を図る。
- 危険ドラッグ対策の推進
危険ドラッグ等の乱用薬物に関する内容を盛り込んだポスターの掲示、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグを含む乱用薬物の危険性・有害性に関する普及啓発を図る。
- 効果的な広報の実施
報道機関によるキャンペーンなどマスメディアの活用とともに、ホームページや広報誌等、道や国の行政機関などの道内全域を対象とする媒体、市町村等の地域に根差した媒体、さらには関係機関、団体、企業・事業所等の媒体も積極的に活用し、事故事例や身近な交通安全情報を提供するなど、その効果的な実施に努める。
- その他の普及啓発活動の推進
「交通事故のない社会の実現」を目指し、道・市町村をはじめとする関係機関・団体等が緊密に連携し、各種の普及啓発活動を行う。
ホームページ等を活用して特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知を図る。

[北海道教育庁（学校教育局生徒指導・学校安全課）]

- 自転車の安全利用の推進
自転車を利用する際には、車両としてのルールを遵守するとともに、歩行者の安全への配慮が必要なことを理解させるため、「自転車安全利用五則」等の活用により、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を行う。
また、自転車の歩道通行時におけるルール、スマートフォン等を操作しながらの乗車やイヤホン等を使用時の乗車の危険性について指導するとともに、「道路交通法」及び「北海道自転車条例」に基づき、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用の努力義務化、自転車損害賠償保険等への加入に関する普及啓発を行う。

[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課）]

- 高齢者等への安全の徹底
 - ア 高齢者の行動特性を理解した安全運転の実践を呼びかけ、高齢者が被害となる交通事故を防止するとともに、高齢運転者標識を表示している車両に対する保護義務の周知を徹底し、高齢者の安全を優先した意識の高揚を図る。
 - イ 地域交通安全活動推進委員や民生委員児童委員等の関係機関・団体と連携し、高齢者宅訪問活動を通じた安全指導や声かけを推進する。
 - ウ 歩行者や自転車利用者に対する反射材の直接貼付活動や販売店等との協議による購入し

易い環境づくりを推進するほか、反射材着用効果体験会等を通じ、反射材の効果と必要性を理解させ、普及促進を図る。

エ 申請による運転免許の取消し制度や運転免許経歴証明書制度について周知を図るとともに、自治体を始めとした関係機関・団体に対して、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置等、運転免許証を返納しやすい環境づくりについて働きかけを行う。

○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為の根絶に向けて、飲食店や酒類販売店、駐車場等への訪問活動による協力要請や歓楽街における街頭啓発、飲酒関連業界等と連携した各種広報啓発活動を推進するとともに、ハンドルキーパー運動¹⁰の普及を図る。

○ スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、ドライビングシミュレーター等を活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。

○ 全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため参加・体験・実践型の講習等により、非着用の危険性の認識向上や後部座席のシートベルト着用の必要性・有効性を周知し、地域・職域における着用率向上に向けた取組を促進する。

また、長距離バスやデイサービス等の事業者に対する法令遵守を働きかけるとともに、関係機関・団体と連携して、全席でのシートベルト着用の徹底について普及啓発活動を推進する。

○ 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、関係機関・団体等と連携を図りながら、広報啓発活動を推進し、その不使用の徹底を図る。

○ 自転車の安全利用の推進

ア 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

さらに、「道路交通法」及び「北海道自転車条例」で全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されていることから、自転車事故の実態や乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果について、効果的な広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の徹底を図るとともに、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する普及啓発の強化を図る。

また、自転車を用いた配達業務中の交通事故防止に向け、関係事業者に対する働きかけ、自転車配達員への指導啓発等を推進するほか、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

¹⁰ ハンドルキーパー運動：「自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける。」というもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践する、飲酒した人にハンドルを握らせないという運動。

イ 自転車指導啓発重点地区・路線¹¹の選定場所においては、自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に、集中的かつ重点的に指導啓発活動を行い、また、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

○ 居眠り運転の防止活動の推進

居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけや道の駅、コンビニエンスストア等「居眠り運転防止協力店」の周知など啓発活動を実施する。

○ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールへの周知と安全教育の推進

特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、ウェブサイトやSNS等による情報発信等の効果的な広報啓発活動を実施して周知を図るとともに、特定小型原動機付自転車運転者講習を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、特定小型原動機付自転車の販売事業者及びシェアリング事業者が、それぞれ購入者及び利用者に対して安全な運転を確保するために必要な教育が行うことができるよう支援・協力する。

○ 効果的な広報の実施

ア テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報をタイムリーにきめ細かく発信し、道民の交通安全意識の高揚を図る。

また、これまで構築してきた電子メールによる情報発信ネットワーク（北のひろめーる）の拡大に努める。

イ 北海道警察本部、各方面本部及び各警察署のホームページに交通事故発生状況等を掲載し、事故データ及び事故多発エリアに関する情報提供を図る。

○ その他の普及啓発活動の推進

ア 夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知する。

特に、薄暮時間帯から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止策として、前照灯の上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を推進する。

イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について広報啓発を推進する。

〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕

○ 効果的な広報の実施

高速道路における交通事故を抑止するため、次のとおり啓発活動を実施する。

ア 春夏秋冬の交通安全運動期間において、各休憩施設やインターチェンジ入口にて季節ごとの特色に応じた交通安全キャンペーンを実施する。

イ 道内各地域のイベントや、ラジオCM等各種メディア、自動車教習所でのデジタルサイ

¹¹ 自転車指導啓発重点地区・路線：歩道上における自転車と歩行者の交錯、車道における自転車の右側通行、信号無視等の実態から自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要であると認められる地区・路線をいい、各警察署ごとに必要性が認められる場所が選定されている。

ページ等を通した交通安全啓発を実施する。

ウ X（旧Twitter）やYouTube等SNSを活用した交通安全啓発を実施する。

（４）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

〔北海道経済産業局（総務企画部総務課）〕

- 交通の安全に関する民間団体等の主体活動の推進のため、地域経済団体等の所管する団体に対し、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動（交通安全教育、広報活動等）が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう普及啓発を行う。

〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕

- 道内の市町村や様々な団体、企業等が会員となって交通安全運動を展開している公益社団法人北海道交通安全推進委員会を通じ、地域における交通事故の発生状況を踏まえた重点的な広報啓発活動を展開する。

また、歩行者等の交通指導などを実践している交通安全指導員の全道組織である北海道交通安全指導員連絡協議会に助成し、その育成を図る。

〔交通安全対策推進事業費（団体補助金）※飲酒運転の根絶に係る予算を除く〕

項目	事業内容	予算額
北海道交通安全推進委員会補助金	・交通安全推進員の研修・設置 ・期別運動の実施 ・子どもと高齢者の交通事故防止事業 ・母親交通安全活動の強化 ・自転車事故防止事業 ・新聞等による広報啓発活動 など	50,654千円
交通安全指導促進事業費補助金	・指導員研修会 ・指導員被服整備	7,233千円

（５）住民の参加・協働の推進

〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕

- 多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、地域ぐるみの活動として、期別運動の初日に道内全域を対象とした一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施するとともに、地域の実態に応じて、期別運動期間中に通年運動の取組を強化して実施する。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

[北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）]

○ シートベルト着用の徹底

自動車運送事業者に対して、乗務員のシートベルトの着用並びに車内放送等の実施による乗客のシートベルトの着用促進について乗務員教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導する。

○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

事業用自動車等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対して義務付けられた初任運転者及び高齢運転者等の受診について指導を徹底する。また、認定機関の民間参入促進により、引き続き、受診環境の整備を行い、適性診断の受診を積極的に促進する。

○ 冬季の運転に関する運転者教育

自動車運送事業者に対して、「冬道運転訓練」等の参加・体験型の運転者教育を実施するなど、冬季の安全運転に関する知識及び運転技能向上に効果的な教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導し、冬型交通事故の防止を推進する。

[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]

○ 高齢運転者対策の充実

運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを行う「北海道高齢運転者免許自主返納サポート制度」を推進するほか、民間事業者や道警察等の関係機関と連携して、全道各地でシニアドライバー向けの安全運転講習会及び安全運転サポート車の試乗体験などを行い、高齢者の事故防止に向けた取組を推進する。

[北海道（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課）]

○ アルコール健康障害を有する者等への対応

飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害を有する者（アルコール健康障害を有していた者を含む。）及びその家族に対する相談支援等を推進する。

また、飲酒運転により検挙された者には、公安委員会からの通知時に保健所等によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう勧奨する文書を同封し、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関連問題（アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。）の状況に応じた指導、助言、支援等を行う。

[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課、運転免許管理課）]

○ 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教習では、実際に発生した交通事故事例や視聴覚機材の活用、実車による遠心力体感等の体験型教習を積極的に取り入れるなど、危険予測及び危険回避能力の向上を図り、交通環境に応じた的確な認知・判断・操作・回避行動が可能な運転者の育成に向けた学科・技能一体の教習を推進するとともに、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高める。

イ 取得しようとする運転免許の種別に応じ、各種視聴覚教材等を活用するなど、危険な場面を想定した実践的な講習の充実に努める。

また、効果的な講習を実施するために必要な体制の整備を図るとともに、委託先に対する必要な指導監督を行う。

○ 運転者に対する再教育等の充実

ア 取消処分を受けた者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を含めた取消処分者講習や安全運転に必要な知識を再認識させる更新時講習等、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう交通事故実態等の具体的事例を積極的に活用するなど、講習の充実を図る。

イ 講習指導員の資質の向上を図るため、指導員研修会を開催するほか、資料の提供等を行う。

ウ 指定自動車教習所においては、卒業生に対し重大事故発生時等における情報提供等、恒常的な安全運転の声かけを行うほか、呼び戻し講習や所在地域の町内会、老人クラブ等の地域組織を巻き込んだ交通安全活動等を展開し、指定自動車教習所の持つ知識・技能を地域住民等に還元することにより、地域の交通安全教育センターとしての活動の充実を図る。

○ 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所による二輪免許新規取得者に対する継続指導、安全運転講習会の開催、指導員等と二輪卒業生とのツーリングの実施、街頭啓発活動への参加等「参加・体験型」の指導が実施されるよう働きかけ、二輪車運転者に対する教育体制の充実に努める。

○ 高齢運転者対策の充実

ア 交通安全講話等を通じて、運転適性検査器材、運転シミュレーター及び実車を活用した参加・体験型指導を行い、高齢運転者の身体的な機能の変化を踏まえた的確な個別指導等を行う。

イ 75歳以上の高齢運転者に対しては、高齢者講習や運転技能検査¹²を通じて、運転技能を客観的に評価するほか、交通事故を短期間に複数回起こした高齢運転者に対しては、事故状況に応じたきめ細やかな個別指導を実施する。

また、認知機能検査¹³により、認知症のおそれがあると判定された場合には、臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者に対する運転免許の取消等の行政処分を行う。

さらに、一定の病気に該当する疑いのある者については、安全運転相談及び臨時適性検査等を早期に実施するとともに、医療機関との緊密な連携を強化する。

ウ 交通安全講話等あらゆる機会を活用して、関係機関・団体等と連携を図りながら安全運転サポート車の普及啓発のほか、安全運転サポート車限定免許制度の分かりやすい周知に努める。

○ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等を通じた交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する情報の提供など必要な支援を行う。

¹² 運転技能検査：令和4年5月13日施行の改正道路交通法において、75歳以上の高齢者で一定の要件に該当する者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受けていなければならないこととし、検査の結果が一定の基準に該当する者には運転免許証の更新をしないという、運転技能検査制度が導入された。

¹³ 認知機能検査：記憶力や判断力を測定する検査で、手かがり再生、時間の見当識という2つの検査項目について行う。

○ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

○ 悪質危険な運転者の早期排除

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する時間の短縮や長期未執行者の解消を図る。

また、いわゆる「あおり運転」である妨害運転（他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反であって当該他の車両等に道路における交通の危険性を生じさせるおそれのある方法によるものをいう。以下同じ。）等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進するとともに、捜査部門との連携を強化する。

さらに、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。

○ 冬季の運転に関する運転者教育

冬季の安全運転に必要な知識及び技能を身につけ、実践できる運転者を育成するため、自動車教習所等において実車による参加・体験・実践型運転者教育を実施するとともに、各種広報媒体等を活用した広報啓発など、凍結路によるスリップ事故をはじめとする冬型事故の防止に効果的な対策を推進する。

（２）道民の立場に立った運転免許行政の推進

〔北海道警察（運転免許試験課）〕

- 事務の合理化により申請者の利便を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充に努める。

（３）安全運転管理の推進

〔北海道警察（交通部交通企画課）〕

- 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、令和5年12月1日から、企業等の安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについて周知徹底を図り、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等に対する法令通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

〔NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）〕

- 高速道路における交通事故を抑止するため、お客様等をはじめとした多くの方々へさらなる交通安全意識の浸透を目指し、安全運転管理者等講習に講師を派遣する。

(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

[北海道運輸局（自動車交通部貨物課・自動車監査官、自動車技術安全部保安・環境調整官）]

- 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。
- 飲酒運転の根絶
飲酒運転の根絶を図るため、運転者に対して、アルコールの基礎知識や法令遵守に関する適切な指導監督を実施するとともに、対面点呼での目視等での確認及びアルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施について、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて自動車運送事業者を指導する。
また、いわゆる「あおり運転（妨害運転罪）」や携帯電話、スマートフォン使用による「ながら運転」は重大な事故の発生が懸念されるため、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。
- 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとの特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を実施させるとともに、指導・監督指針等に基づく運転者への指導・監督の実施について、自動車運送事業者に対して周知徹底する。
また、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を積極的に周知し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。
- 運転者の健康起因事故防止対策の推進
運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等のスクリーニング検査の普及を推進する。
- 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者及び重大事故を引き起こした事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、処分基準に基づき厳正な処分を行う。
軽井沢スキーバスの事故を受け対策を強化した貸切バス事業について、輸送の安全の確保を図るため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。
関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の情報共有を行い業界指導の徹底を図る。
事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、貸切バス適正化センター及び貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じ、道路運送法等関係法令の遵守について周知徹底を図る。
自動車運送事業の安全を確保するため、運行管理者に指導講習を確実に受講させるよう、事業者に対する指導を徹底する。
以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。
- 安全性優良事業者評価事業の促進等
利用者が安全性の高い運送事業者を選択しやすくなるとともに、事業者の安全性の確保に

対する意識の向上や、その取組の促進を図ることを目的として、貸切バス事業者や貨物自動車運送事業者の安全の確保に向けた取組状況について関係機関による評価、認定、公表をする制度である「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（公益社団法人日本バス協会）、「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）の実施を促進する。

また、国、道、市町村及び民間団体等において、貸切バス事業者や貨物自動車運送事業者に運送申込みをする際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、優良事業者の認定状況を踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

（５）交通労働災害の防止等

[北海道労働局（安全課、健康課）]

○ 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を行い、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、ヒヤリマップの作成、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、労働安全衛生法に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずるよう指導を実施する。

[北海道労働局（監督課）]

○ 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において、相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監督・監査を実施する。

（６）道路交通に関する情報の充実

[札幌管区气象台]

- 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、暴風雪、暴風、竜巻等の激しい突風、霧、高潮、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、主に次のことを行う。

気象観測予報体制の整備	・ 気象情報の改善・充実
地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等	・ 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 ・ 津波警報等の確実な運用 ・ 火山監視体制の充実と噴火警戒レベルの改善の推進 ・ 火山噴火に伴う量的降灰予報の確実な運用
防災知識の普及・啓発と防災関係機関との連携強化	・ 防災気象講演会の開催（各気象官署） ・ 気象施設等見学会の開催（各気象官署） ・ 防災情報に関する説明会等の開催（各気象官署） ・ 防災関係機関との担当者会議（各気象官署）

〔北海道（総務部危機対策局危機対策課）〕

○ 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物取扱者に対する講習を行うほか、関係機関が共同して移動タンク貯蔵所（タンクローリー）等の立入検査を実施する。

危険物取扱者保安講習	<対面講習> 第1回：6月4日～9月25日…札幌市ほか21市町 第2回：10月2日～12月4日…札幌市ほか11市 <オンライン講習> 第1回：8月27日～9月26日 第2回：10月8日～11月27日 第3回：11月13日～12月12日 第4回：1月29日～2月28日
危険物安全週間の実施	6月第2週
移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査等	11月

4 車両の安全性の確保

（1）安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ASV¹⁴）の普及の促進

〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕

○ 先進安全自動車として開発された、ドライバーの安全運転を支援する「衝突被害軽減ブレーキ」等の市場化されたASVシステム（技術）について、補助制度等を引き続き活用し、普及を促進する。

○ 高齢運転者による交通事故対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの運転支援機能を備えた「サポカー」「サポカーS」の普及啓発を行う。

（2）自動車アセスメント情報の提供

〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕

○ 自動車アセスメントとして公表される、自動車やチャイルドシートを対象とした「安全性能評価結果」を活用することにより、安全な自動車やチャイルドシートの普及を促進する。

〈自動車総合安全情報〉

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/>

（3）自動車の検査及び点検整備の充実

〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課、整備・保安課）〕

○ 自動車の検査の充実

自動車の安全な運行を確保するために定められる保安基準は、「交通事故による被害軽減」への役割も担うことから、当該基準の拡充・強化に対応し自動車検査の確実な実施が執行できるよう適切な業務の管理を行う。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車

¹⁴ ASV：先進安全自動車（Advanced Safety Vehicle）の略。先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステム（衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープアシストなど）を搭載した自動車。

及び保安基準不適合車を排除し、安全な運行の確保及び環境保全を推進していく。

自動車の検査に重要な役割を果たす事業者に対する指導監督を適切に行うことにより、「指定自動車整備事業制度」の確実な運用・活用を図る。

○ 自動車点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「自動車点検整備推進運動」を展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を推進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用自動車の安全の確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(4) リコール制度の充実・強化

[北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）]

- 自動車製作者等の系列販売店に対し立入りにより不具合修理状況の調査を実施する一方で、自動車ユーザーからの不具合情報を収集し制度の充実を図る。

〈自動車のリコール・不具合情報〉

<https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/top.html>

(5) 自転車の安全性の確保

[北海道経済産業局（総務企画部総務課）]

- 経済産業局のホームページを活用した消費者への情報提供等を通じて、リコール製品の使用による事故拡大を防ぐ。

[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]

- 中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。（公益社団法人北海道交通安全推進委員会事業費補助）（再掲）

リーフレットでは、自転車事故の高額損害賠償事例やTSマークを紹介することにより、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車の定期的な点検整備の促進を図る。

また、自転車損害補償保険等への加入が義務化されているレンタサイクル事業者向けや自転車条例に関する啓発資材をホームページに掲載して周知を図る。

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付け促進により、自転車の被視認性の向上を図る。また、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

[北海道警察（交通部交通指導課、高速道路交通警察隊）]

○ 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り

交通事故の発生状況の分析や地域の交通実態に基づいた交通取締り方針の策定、実施、効果検証、次回取締り方針への反映等、いわゆるPDCAサイクルにより管理し、真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

推進に当たっては、飲酒運転、速度違反、シートベルト装着義務違反、交差点違反等の交通事故抑止に効果的な違反の取締り及び道民からの交通取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き実施する。

また、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時停止等に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対する検挙措置を講じるなど、自転車利用者に対する指導取締りを推進する。

イ 道民の理解を深めるための情報発信

交通事故の抑止と被害軽減に資する速度規制については、その基本的な考え方と方向性を示した北海道警察速度管理指針により、速度規制、速度取締り、交通安全教育などの総合的な対策に関して、分かりやすい情報発信を推進する。

また、北海道警察速度管理指針に基づき、警察署等が管内の交通事故実態等の分析結果などを踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を速度取締り指針として示し、情報発信を推進する。

○ 高速自動車国道等における指導取締りの強化

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）が令和6年4月1日に施行されたことから、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化する。

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

[北海道警察（交通部交通捜査課）]

○ 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査を徹底する。

○ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

各種車載記録装置、交差点事故自動映像記録装置等に記録された映像をはじめ、多角的に証拠資料を収集するとともに、3Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進する。

- 一定の病気等に係る運転者の把握と適切な措置
自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、短期的に複数回、交通事故を起こした者の抽出等により、一定の病気にかかっている疑いのある者の把握に努め、適切な措置を講ずる。
- 交通事故事件等に係る捜査力の強化
交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び若手捜査員を対象とした実践的な指導、研修等を行い、捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

(3) 暴走族対策の強化

[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]

- 暴走族の根絶及び暴走行為の防止に係る対策は、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」（平成15年8月8日公布・施行、罰則規定 同年11月1日施行）第10条の規定に基づく、暴走族の根絶等に関する施策の「基本方針」（平成16年1月23日公表）により設置した「北海道暴走族対策推進協議会」（平成16年10月28日設置）において、関係する施策を総合的に推進する。

[北海道警察（交通部交通捜査課）]

- 暴走族等追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
暴走族根絶の気運高揚を図るため、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」を積極的に運用するとともに、報道機関等に対する積極的な資料提供を行い、暴走族等や旧車會の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。
また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する交通安全指導等を促進するほか、暴走族グループの新規結成の阻止及び暴走行為等に参加しないための支援に努める。
- 暴走行為阻止のための環境整備
暴走族等、旧車會及びこれに伴う群衆のい集¹⁵場所として利用されやすい施設の管理者対策を徹底し、暴走行為者等をい集させないための環境づくりを推進する。
また、事前の情報の入手に努め、大規模集会や集団走行が行われるおそれがある場合には、早期に暴走行為者らと群衆を隔離し、違法行為者を検挙・排除して、違法走行の未然防止を図る。
- 暴走族等に対する指導取締りの強化
暴走行為取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて交通法規遵守の指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進する。
また、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しての背後責任の追及を行い、関係機関等と連携した取締りを強化するなど根源的な対策を講じる。
- 暴走族関係事犯者の再犯防止
暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループ結成の未然防止、グループ化していない暴走行為者の把握に努めるほか、暴力団とかかわりのある者については、暴力団対策関係部署と連携してその実態を明らかにし、暴力団との関係を断ち切らせるなど、暴走族関係事犯者の再犯防止を図る。

¹⁵ い集：群がって集まること

[北海道運輸局（自動車技術安全部 整備・保安課）]

○ 車両の不正改造の防止

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、自動車の安全な運行を確保するために、関係機関及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を実施し自動車ユーザー及び自動車関係事業者の認識を高める。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

[北海道（総務部危機対策局危機対策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課）]

○ 救助・救急体制の整備・拡充

消防機関における救助・救急体制の整備を図るため、消防学校等において、救助・救急隊員の教育訓練を次により実施し、資質向上を図る。

区分	期間
専科：救助科	4月8日～5月2日
専科：救急科	9月30日～10月31日 1月20日～2月20日
気管挿管再認定講習	6月3日～11月28日（18回）
気管挿管講習（ビデオ喉頭鏡）	6月11日、6月12日、6月13日、6月14日
処置拡大2行為講習	5月14日～5月17日 11月12日～11月15日

（令和6年4月24日時点）

○ 多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等、多数の負傷者の発生に対処するため、救急業務計画に対応した救護訓練を推進する。

○ 応急手当の普及啓発活動の推進

消防機関等において、地域住民に対する自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当に関する講習会を実施するとともに、救急の日（9月9日）、救急医療週間（9月9日を含む1週間）等の機会を通じて救急医療に関する普及啓発活動を推進する。

救急法等講習会	総合振興局又は振興局保健環境部保健行政室又は地域保健室：26箇所
---------	----------------------------------

○ 救急救命士の養成

救急救命士の養成を行う一般財団法人救急振興財団に対して運営経費等を負担し、消防機関から派遣された救急隊員が救急救命士資格を取得するための環境整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

救急振興財団派遣	救急救命東京研修所8名
----------	-------------

○ 救助・救急用資機材の整備の推進

消防機関における救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材

等の整備促進及び救急救命士の養成を図る。

- 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防防災ヘリコプターによる救急搬送体制の充実を図り、本道の広域性を考慮した航空消防防災体制の整備を推進する。

消防防災ヘリコプターの運航・管理	丘珠空港1機
------------------	--------

- 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速道路インターチェンジ等が所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。

北海道高速自動車国道事故等対策訓練の実施	北海道、北海道警察、東日本高速道路(株)、全国消防長会北海道支部
----------------------	----------------------------------

[北海道警察（交通部交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊）]

- 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速道路インターチェンジの所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道等における消防、救急業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、交通事故対策訓練などを実施する。

- 現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減等のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST¹⁶）の整備に努める。

- 緊急通報システムへの対応

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP¹⁷）に適切に対応する。

[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]

- 高速道路インターチェンジの所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。

(2) 救急医療体制の整備

[北海道（保健福祉部地域医療推進局地域医療課）]

- 救急医療機関等の整備

休日・夜間における軽症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療として、休日夜間急患センター及び在宅当番医制による診療体制を推進する。

また、二次救急医療として、重症患者の入院医療を確保する救急告示医療機関や病院群輪番制の実施を推進するとともに、三次救急医療¹⁸として、頭部損傷等の重篤救急患者に対し

¹⁶ FAST：現場急行支援システム（Fast emergency vehicle preemption systems）の略。人命救助その他の緊急業務に用いられる車両を優先的に走行させる信号制御等を行い、現場到着時間の短縮及び緊急走行に伴う交通事故防止を図るシステム

¹⁷ HELP：緊急通報システム（Help system for Emergency Lifesaving and Public safety）の略。パトカー、消防車、ロードサービス車両などの緊急車両が、迅速な救援活動を行えるように支援するシステム。運転中の事故、車両トラブル、急病などの緊急時に、救援機関に通報を行い、正確な位置情報などを提供。

¹⁸ 三次救急医療：重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療

て、高度診療機能を有する救命救急センターの充実を図る。

さらに、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをインターネットで結ぶ情報ネットワークにより、救急医療に必要な医療機関情報を提供する。

○ 救急医療担当医師への支援

医療機関が救急勤務医等に支給する手当に対して助成をすることで、救急医等の処遇改善を図り、救急医療体制を維持・継続する。

○ ドクターヘリ事業の推進

救急医療用の医療機器等を装備し、救急医療の専門医、看護師が同乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うドクターヘリの運航により、一刻を争う重篤救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

[北海道(総務部危機対策局危機対策課)]

○ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関と消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関相互の受入・連絡体制の強化を図る。

また、救急隊員が行う搬送途上等における応急処置等の質の確保・向上を図るため、携帯電話等を活用し、搬送途上において医師との直接交信により指示、指導・助言を受ける等、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険(無共済)車両対策の徹底

[北海道運輸局(自動車交通部 旅客第一課)]

○ 「自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済)」は強制加入の制度であるが、特に車検制度の無い原動機付自転車・軽二輪自動車(総排気量 250cc 以下)においては、期限切れ・掛け忘れのまま運行している使用者が散見される。このため保険(共済)制度の広報活動・街頭などでの取締により、保険(共済)制度の概要と重要性を幅広く啓発する。

ア 無保険(無共済)車の監視活動を実施し、個別に指導を行う。

無保険(無共済)車指導員：全道で 10 人任命

イ 街頭取締を実施し、無保険(無共済)車に対して指導する。

無保険(無共済)車街頭取締補助員：全道で 5 人任命

ウ ポスター掲示、リーフレットの配付などにより、保険(共済)制度の広報活動を実施し、一般道民に対して制度の重要性を周知することによって、加入の徹底を図る。

「令和 6 年度 自賠責制度 PR」の実施

(令和 6 年 9 月を全国統一の重点期間として予定)

エ 自賠責保険(共済)制度に関するホームページにおいて、制度の基本事項や被害者救済対策の現状等を掲載し、啓発する。

(初期救急：軽症患者(帰宅可能患者)に対する救急医療)

(二次救急：中等症患者(一般病棟入院患者)に対する救急医療)

〈自動車総合安全情報〉

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/index.html>

（２）損害賠償の請求についての援助等

〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕

○ 北海道交通事故相談所の運営

道庁1階に北海道交通事故相談所を設置し、専任の相談員を配置して、面接、電話の相談に応じるほか、総合振興局や市町村において巡回相談を実施する。

北海道交通事故相談所（北海道庁本庁舎1階）：相談員4人（交代制）

〔北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）〕

○ 損害賠償請求の援助活動等の推進

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な援助の一助とするため、保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子、パンフレット等により、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

（３）交通事故被害者支援の充実強化

〔北海道運輸局（交通政策部バリアフリー推進課）〕

○ 公共交通事故被害者等への支援

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

〔北海道（保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課）〕

○ 交通遺児等の父母のない児童及び交通遺児家庭等のひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員及び家庭相談員による相談活動並びに生活資金等各種貸付制度を活用した支援を行う。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は、技能習得資金、修業資金、修学資金など12種類あり、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦や児童等の就労に必要な知識技能習得のために必要な費用、児童の高校、大学等への進学費用等の貸付けを行う。
------------------	--

〔北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）〕

○ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援や、警察署、交通安全活動推進センター員等による交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するほか、関係機関及び民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。

ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の適正な運用を図る。

また、交通死亡事故の遺族から加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日について問い合わせがあった場合や、交通死亡事故の遺族又は重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者の行政処分結果についての問い合わせがあった場合は、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部交通捜査課の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡にて指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応について教養を徹底する。

8 研究開発及び調査研究の充実

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、統計分析及び事例分析の深化を図るとともに、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障がい者を始めとする全ての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。

[ＪＲ北海道（安全推進部）]

- 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、自然災害へ対応するため、線路防災設備等の整備、駅部等の耐震性の強化等の取組を実施する。さらに、駅施設等について、ホームからの転落防止について検討を進めるほか、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化を推進する。

また、車両や地上設備を整備し安全基盤を強化するため、予防保全の考え方に基づく保全体制の確立に向け、車両や地上設備の長期的な保守計画の策定や検査手法の見直し等を進める。

軌道設備については、引き続き、橋マクラギの合成マクラギ化やロングレール化等による軌道強化を推進する。

車両については、Ｈ１００形電気式気動車及び７３３系電車の新製による老朽取替、車両故障対策としては、７８９系特急電車や２６１系特急気動車等の重要機器取替を推進する。

〈令和６年度整備計画〉

項目	予算
老朽設備取替	87億円
保安・防災対策	30億円
安定輸送対策	9億円
合計	126億円

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、障がい者等の安全利用にも配慮した内方線付き点状ブロックについて駅舎内、ホームへの設置を継続する。また、安全基盤を強化するため、予防保全の考え方による保全体制の確立に向け、中長期的な修繕・更新計画に基づき、ロングレール化や橋マクラギの合成マクラギ化及びトロリ線取替・踏切しゃ断機取替等を継続実施する。

(2) 運転保安設備等の整備

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 線路の曲線部等への速度制限機能付きATS¹⁹等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの*の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの装置の整備については引き続き推進を図る。

※ 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務づけられたもの。

[JR北海道（安全推進部）]

- 鉄道の安全性向上のための対策として、法令により整備の期限が定められた速度制限機能を有する「ATS-DN」の整備は平成28年6月までに完了。令和2年3月に、学園都市線あいの里公園から北海道医療大学間を拡大し、整備をした。今後はATS-DN区間拡大に向けた取組を推進する。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 運転事故の約7割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、鉄道利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道利用者における「歩きスマホ」の危険性の周知等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

[JR北海道（安全推進部）]

- 鉄道沿線に近接する小学校・幼稚園等の新入学児童等を対象に鉄道の安全に関する正しい知識の普及に努める。また、北海道運輸局、関係機関の協力の下、踏切通行者に対して事故防止の啓発活動を実施する。

[道南いさりび鉄道（安全企画室）]

- 自治体及び各教育委員会を通じ、沿線に近接する小学校の新入学児童等を対象に、「線路・踏切の近くで遊ばない。」等、踏切通行者の安全普及に努める。

また、北海道運輸局及び関係機関の協力の下、踏切通行者に対し事故防止の啓発活動を実施する。

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査等の実施

[北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）]

- 鉄道事業者等に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を端緒とした臨時的保安監査を実施するなど保安監査の充実を図り、メリハリの利いたより効果的な保安監査を実施し、鉄道輸送の安全を確保する。

保安監査においては、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状

¹⁹ ATS：自動列車停止装置（Automatic Train Stop）の略

況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。
また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

[J R北海道（安全推進部）]

- 安全管理規程に基づく指導訓練の実施状況の把握及び指導を行うほか、鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練の充実を図るとともに、教育成果の一層の向上を図る。
- 乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、科学的な適性検査を定期的実施する。
- 乗務員の基本動作の励行、服務規律の遵守の徹底、就業時における点呼等による心身状況の把握等を確実に実施する。
- 社員の自立を促す教育・思考・訓練として各種シミュレーターを活用した乗務員の訓練を実施する。

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 運転士の当社線特有の業務実態を把握した指導及び教育訓練の実施により、資質の維持、向上を図る。
- 運転士の適性の維持に向け、定期的に適性検査を実施する。
- 異常時における対応能力向上に向けたシミュレーター訓練を計画的に実施する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。
また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有する。
さらに、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進するとともに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

[J R北海道（安全推進部）]

- 北海道運輸局から得られた他社の事故事例等の情報を社内で共有し、事故防止に活用していくとともに、「ヒヤリ・ハット」活動を推進し、事故を未然に防ぐための情報の共有化を図っていく。

[道南いさりび鉄道（運輸部 安全企画室）]

- 北海道運輸局及び日本民営鉄道協会等から得られた他社の事故事例の情報を社内で水平展

開し、系統ごとに事例検討を実施する。また、事象及びヒヤリ・ハット情報の収集と活用方法を推進し、事故を未然に防ぐための情報の共有化及び環境整備を図っていく。

(4) 気象情報等の充実

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の情報収集及び鉄道事業者への迅速な伝達を行うことで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努めるよう指導する。

[札幌管区気象台]

- 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、暴風雪、暴風、竜巻等の激しい突風、霧、高潮、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関及び乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

[ＪＲ北海道（安全推進部）]

- 気象台等から気象情報の早期収集・把握に努め、列車の安全を確保するとともに、安定輸送の確保に努める。

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 北海道運輸局や気象台、民間気象会社等からの気象情報の早期把握に努め、鉄道の安全輸送を確保する。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。
事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。
また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

[ＪＲ北海道（安全推進部）]

- 大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制を確保するとともに、列車の運行状況を的確に把握し、お客様への適切な情報提供の充実、迅速な応急復旧による運行の確保など、迅速かつ適切な措置を講ずる。
令和３年度冬期に発生した雪害による大規模輸送障害の再発防止に向け検討した札幌圏大雪対策のトレースを継続するほか、除雪機械の増強等の設備強化を継続する。
また、インバウンドのお客様に対し、ＱＲコードを活用したホームページ列車運行情報への誘導、タブレット端末等を活用した異常時等における駅や車内での多言語によるリアルタイムな放送案内などによる情報発信を実施する。

[道南いさりび鉄道（運輸部 安全企画室）]

- 異常時の連絡体制（夜間・休日）の緊急連絡体制図を点検・確認し、大規模な事故又は災

害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。事故対応の各マニュアルにより、被害者の救護を最優先に、迅速な復旧により運行確保に努める。

また、消防・警察との連携構築のために、協定に基づき異常時訓練を行い、マニュアル・規程類の確認をする。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

[北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）]

- 鉄道事業者が経営トップを含む社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、その実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を重点的に確認するなど事業者の取組の深化を図り、鉄道事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資する事項の評価と助言を行う。

4 鉄道車両の安全性の確保

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

[ＪＲ北海道（安全推進部）]

- 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準に則り、車両の安全性を確保する。また、重大事故の風化防止や検査品質の向上を目的とした取組を実施するとともに、車両品質管理体制の充実に向けた取組を推進する。

石勝線列車脱線火災事故の原因となった車輪踏面の損傷対策については、車輪フラット検出装置による車輪管理の徹底を図る。

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 鉄道車両の保守については、車両の構造、整備に関する実施基準及び関係規程、マニュアルに基づいた検査の実施により安全性を確保する。また、他社の故障事例や過去に発生した重大事故を参考に指導訓練や社員教育を通して、安全意識の高揚を図り、車両の品質向上に向けた取組を徹底する。
- 過去に発生した列車脱線火災事故を教訓に、車輪管理体制を徹底し計画的な車輪削正と取替を推進するとともに、重大事故に結び付く、落とすな・燃やすな・こぼすなをキーワードとした検査を徹底する。

5 救助・救急活動の充実

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

[JR北海道（安全推進部）]

- 事故災害時における関係機関との連携・協力体制の強化を進めるとともに、津波警報等の発表時に列車又は駅をご利用のお客様等の安全を確保することを目的として、自治体が公表しているハザードマップを基に設定した津波警戒区間及び津波避難場所・避難経路の周知や、避難場所案内看板を設置し、必要に応じ見直しを実施する。
自動体外式除細動器（AED）の設置駅における普通救命講習の定期的な実施を行う。
駅におけるバリアフリー講習会の内容の充実等によりお客様への介助スキルの向上を図るなど、お客様が安心して利用できるサービスを提供する。

[道南いさりび鉄道（安全企画室、運輸部）]

- 事故災害時において、「お客様避難誘導マニュアル」「津波対応マニュアル」に基づいた社内訓練、及び各自治体、消防、警察、JR北海道と連携した訓練を実施する。各駅に津波警報等の発表時に列車又は駅をご利用のお客様等の安全を確保する目的として掲示するとともに「避難経路・避難場所」について、必要に応じて見直しを行う。
- 消防の協力の下、社員を対象にAEDを活用した普通救命講習を定期的に行う。

6 公共交通事故被害者等への支援

[北海道運輸局（交通政策部バリアフリー推進課）]

- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。（再掲）

7 鉄道事故等の原因究明と再発防止

[北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]

- 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図る。

[JR北海道（安全推進部）]

- 「安全計画2026」に基づき、「安全意識を高め、命を守るためにとるべき行動が実践できる社員の育成」「命を守るための仕組みの更なる充実と取り組みの徹底による安全レベルの向上」「安全管理体制の維持と安全確保を最優先とした事業運営の強化」を推進することとし、具体的には重大事故やインシデント、重大な事故に至る可能性がある事象について、原因究明・再発防止策の策定並びに対策の進捗状況及び有効性について半年後、2年後のトレースを継続するほか、「安全アドバイザー会議」での外部有識者からの鉄道の安全に関わる施策等への助言を取組へ反映させる。
また、平成26年に見直した事故報告に関する社内規程に基づき、鉄道運転事故、鉄道運転

事故に至るおそれがあった事象等安全に関するリスクが高い事象について徹底して原因究明を行い、その結果を再発防止対策の検討に反映する。

[道南いさりび鉄道（安全企画室）]

- 令和6年度事業計画に基づく、安全推進計画を策定し、「命を守る」取組を徹底して、「安全管理体制の構築」「安全確保のための取り組み」の強化・推進に努める。
鉄道運転事故、インシデント、危険事象について安全推進委員会等においてトレースし、対策の有効性について検証を行い再発防止を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止対策効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、軌道の平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

[JR北海道（安全推進部）]

- 主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮し、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

以上のとおり、構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を推進する。

[道南いさりび鉄道（運輸部、経営企画部）]

- 安全を確保するため、踏切道の整備については、沿線自治体との連携を継続する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置²⁰等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備等を推進する。

[JR北海道（安全推進部）]

- 交通量の多い踏切道については、道路交通、事故の発生状況等を勘案して、障害物検知装置等、事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を計画する。

²⁰ オーバーハング型警報装置：点滅する部分（せん光灯）が車道の上空に設置されている警報装置。

また、踏切設備の保安度向上を推進する。

踏切設備の保安度向上	34箇所
------------	------

冬期間、接続する道路が除雪されていない等、交通量の少ない踏切の冬期規制を推進する。

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 踏切警報機の視認性向上のため、警報灯の全方向化を継続実施する。

[北海道警察（交通部交通規制課）]

- 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施するとともに、見やすい道路標識・標示を設置し、視認性の向上を図る。

3 踏切道の統廃合の促進

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課）]

- 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

[JR北海道（安全推進部）]

- 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

また、協議等により踏切の統廃合を引き続き推進する。

[道南いさりび鉄道（運輸部）]

- 往来実績のほとんど無い踏切（3種、4種）について、一部廃止を進める（継続）。

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

[北海道運輸局（鉄道部 技術・防災課、安全指導課）]

- 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等

の配布を促進する。

さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

[JR北海道（安全推進部）]

- 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが大部分であるが、特に冬期間においては路面の凍結等により一旦停止できずにスリップして踏切内に進入し、列車と衝突する事故が発生する傾向にある。

このような状況から、踏切を通行する自動車運転者や歩行者に安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等緊急措置の周知徹底を図るため、各季節の交通安全運動期間や本格的な冬期前を利用して踏切事故防止キャンペーンの実施や、毎月23日を「踏切の日」として踏切事故防止の啓発活動を実施する。

[道南いさりび鉄道（安全企画室、運輸部）]

- 交通量が多い踏切や通学路に指定されている踏切に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時に列車を緊急停止させる非常押しボタンの操作等の周知を図るため、関係機関と連携し、踏切事故防止キャンペーンを行う。

年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ 安全で安心な北海道～

令和6年度北海道交通安全実施計画

発行 北海道交通安全対策会議
編集 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線24-168）
